

『行政書士試験 解法パターンとルール』

Vol.1 基礎法学・憲法編

正誤表（第4版）

訂正件数 20 件

A: 問題文欠落 4 件 | B: 要約化 13 件 | C: 書換え 3 件（解説も刷新）

2026 年 4 月発行

お詫び

『行政書士試験 解法パターンとルール Vol.1 基礎法学・憲法編』をお買い上げの皆様へ。

本書の編集過程において、過去問題の転載に重大な不備が判明いたしました。心よりお詫び申し上げます。

本正誤表は、20 問の訂正内容について本書のページ番号順に「誤」（現状記載）と「正」（公式原文）を並列で示したものです。また、問題文そのものが書き換えられていた C 分類の問題については、**新しい問題文に対応した解説**（「カンタンに言う」と・引っかけパターン・ルール）も併せて掲載しています。

【A: 問題文欠落】 書籍に問題文・選択肢が掲載されていなかった箇所

【B: 要約化】 問題文や選択肢が要約されていた箇所

【C: 書換え】 問題文・選択肢の内容が公式と相違していた箇所（解説も刷新）

修正版書籍を鋭意準備中です。完成次第ご案内いたします。

著者

目次

1	p.27		R3 問 1		B: 要約化	4
2	p.33		R1 問 1		B: 要約化	4
3	p.41		H28 問 1		B: 要約化	5
4	p.63		R6 問 5		C: 書換え	6
5	p.71		R7 問 5		B: 要約化	8
6	p.79		R5 問 3		C: 書換え	8
7	p.81		R5 問 4		C: 書換え	11
8	p.83		R5 問 6		B: 要約化	12
9	p.85		R4 問 3		B: 要約化	13
10	p.96		R3 問 7		A: 問題文欠落	14
11	p.97		R2 問 3		A: 問題文欠落	14
12	p.99		R2 問 5		B: 要約化	15
13	p.100		R2 問 6		B: 要約化	16
14	p.104		R1 問 5		B: 要約化	17
15	p.105		R1 問 6		B: 要約化	18
16	p.108		H30 問 3		B: 要約化	18
17	p.111		H30 問 6		B: 要約化	20
18	p.112		H30 問 7		A: 問題文欠落	20
19	p.116		H29 問 6		B: 要約化	21
20	p.118		H28 問 3		A: 問題文欠落	22

1 p.27 | R3 問 1 | B: 要約化

訂正内容: 中略部分（応報刑論および目的刑論の説明）と出典（牧野英一「法律に於ける正義と公平」1920年）を復元要

【誤】書籍の現状

公式本文の「しかして、刑罰は、国家がこの原理に基づいてその権力を振るうもので…というのである。これに対して、[イ] 論すなわち相対論においては、[イ] の必要に基づきて国家は刑罰を行うというのである。たとい小さな犯罪といえども、」の部分が LaTeX では「(中略)」となり欠落。出典表示も省略

【正】公式原文による正しい問題文

【問題文（中略部分）】正: そもそも、刑罰は [ア] 的に科すべきものであるか（[ア] 刑論）あるいは [イ] を目的として科すべきものであるか（目的刑論）が、いわゆる刑法理論の争いである。

[ア] 刑論すなわち絶対論では、善因に善果あるべきが如く、悪因に悪果あるべきは当然とするのである。しかして、刑罰は、国家がこの原理に基づいてその権力を振るうもので、同時にこれによって国家ないし法律の権威が全うされるというのである。

これに対して、[イ] 論すなわち相対論においては、[イ] の必要に基づきて国家は刑罰を行うというのである。たとい小さな犯罪といえども、

【問題文（設問表現）】正: 次の文章の空欄 [ア] ~ [エ] にあてはまる語句の組合せとして、正しいものはどれか。

【問題文末尾（結び）】正: 刑の [エ] ということにしてよからうというのである。

【出典表示】正: (出典 牧野英一「法律に於ける正義と公平」1920年から<適宜新かな新漢字に修正した。>)

正答: 5

2 p.33 | R1 問 1 | B: 要約化

訂正内容: 中略以降の本文を公式通りに復元し、出典表記を追加

【誤】書籍の現状

もとより、わが国におけるヨーロッパ法輸入の端緒は、明治以前に遡り、わが留学生が最初に学んだヨーロッパ法学は [ア] 法学であった。また、明治初年に [イ] が来朝して、司法省法学校に法学を講じた1810年の [ウ] 刑法を模範として旧刑法を起草するに及んで、[ウ] 法学が輸入されることとなった。(中略) その後、現行民法典は [エ] 民法のパンデクテン方式に倣って構成された。

【正】公式原文による正しい問題文

次の文章の空欄〔ア〕～〔エ〕にあてはまる語の組合せとして、妥当なものはどれか。

もとより、わが国におけるヨーロッパ法輸入の端緒は、明治以前に遡り、わが留学生が最初に学んだヨーロッパ法学は〔ア〕法学であった。また、明治初年に〔イ〕が来朝して、司法省法学校に法学を講じ、また1810年の〔ウ〕刑法を模範として旧刑法を起草するに及んで、〔ウ〕法学が輸入されることとなった。そうして、これらの〔ア〕および〔ウ〕の法学は自然法論によるものであった。・・・(中略)・・・。しかし・・・解釈学の立場からは、一層論理的・体系的な〔エ〕法学が〔ウ〕法学よりも喜び迎えらるることとなり、〔エ〕法学の影響は漸次に〔ウ〕法学の影響を凌駕するに至った。〔イ〕の起案に成る旧民法典の施行が延期された後、現行民法典の草案が〔エ〕民法典第一草案を範として作られるに至ったことは、かかる情勢を反映する。

(出典 船田享二「法律思想史」1946年から<旧漢字・旧仮名遣い等は適宜修正した。>)

1. オランダ ポアソナード フランス ドイツ 2. イタリア ロエスレル イギリス フランス 3. オランダ ポアソナード ドイツ フランス 4. イタリア ポアソナード オランダ ドイツ 5. オランダ ロエスレル イギリス ドイツ

正答: 1

3

p.41

H28 問 1

B: 要約化

訂正内容: 判決文の冒頭「刑事裁判は、人の生命すら奪うことのある強大な国権の行使である」等を含む長文を要約で削除していたため、公式原文の完全版に戻す。

【誤】書籍の現状

() 刑事裁判は、証拠に基づいて事実を明らかにし、これに法を適用することによって、人の権利義務を最終的に確定する国の作用である。() 多くの近代〔ア〕国家において、刑事裁判権の行使が適切に行われるよう種々の原則が確立されてきた。() 刑事裁判を行うには高度の〔イ〕が要求される。() 憲法は、〔ウ〕の原則の下に、「第6章 司法」において、裁判官の職権行使の独立と身分保障について周到な規定を設けている。() 歴史的に見れば、18世紀から20世紀前半にかけて、〔ア〕の発展に伴い、〔エ〕が直接司法に参加することにより裁判の〔エ〕的基盤を強化する流れが広がった。()

【正】公式原文による正しい問題文

次の文章は、裁判員制度に関する最高裁判所判決の一節(一部を省略)である。空欄〔ア〕～〔エ〕にあてはまる語句の組合せとして、妥当なものはどれか。

裁判は、証拠に基づいて事実を明らかにし、これに法を適用することによって、人の権利義務を最終的に確定する国の作用であり、取り分け、刑事裁判は、人の生命すら奪うことのある強大な国権の行使である。そのため、多くの近代〔ア〕国家において、それぞれの歴史を通じて、刑事裁判権の行使が適切に行われるよう種々の原則が確立されてきた。基本的人権の保障を重視した憲法では、特に31条から

39条において、・・・適正な刑事裁判を実現するための諸原則を定めており、そのほとんどは、各国の刑事裁判の歴史を通じて確立されてきた普遍的な原理ともいえるべきものである。刑事裁判を行うにあたっては、これらの諸原則が厳格に遵守されなければならない、それには高度の [イ] が要求される。憲法は、これらの諸原則を規定し、かつ、[ウ] の原則の下に、「第6章 司法」において、裁判官の職権行使の独立と身分保障について周到な規定を設けている。こうした点を総合考慮すると、憲法は、刑事裁判の基本的な担い手として裁判官を想定していると考えられる。

他方、歴史的、国際的な視点から見ると、欧米諸国においては、上記のような手続の保障とともに、18世紀から20世紀前半にかけて、[ア] の発展に伴い、[エ] が直接司法に参加することにより裁判の [エ] 的基盤を強化し、その正統性を確保しようとする流れが広がり、憲法制定当時の20世紀半ばには、欧米の [ア] 国家の多くにおいて陪審制か参審制が採用されていた。

(最大判平成23年11月16日刑集65巻8号1285頁)

1. ア=民主主義 イ=法的専門性 ウ=三権分立 エ=国民 2. ア=立憲主義 イ=政治性 ウ=法的安定性 エ=法曹 3. ア=自由主義 イ=法的専門性 ウ=三権分立 エ=国民 4. ア=民主主義 イ=政治性 ウ=法的安定性 エ=法曹 5. ア=立憲主義 イ=法的専門性 ウ=三権分立 エ=国民

正答: 1

4 p.63 | R6 問5 | C: 書換え

訂正内容: 肢5の『判断能力』を公式通り『批判能力』に訂正。他の肢はほぼ一致

【誤】書籍の現状

普通教育では、児童生徒に十分な判断能力がなく、また、全国的に一定の教育水準を確保すべき強い要請があること等からすれば、教師に完全な教授の自由を認めることはとうてい許されない。

【正】公式原文による正しい問題文

問題5 教育に関する次の記述のうち、最高裁判所の判例に照らし、妥当でないものはどれか。1 義務教育は無償とするの憲法の規定は、授業料不徴収を意味しており、それ以外に、教科書、学用品その他教育に必要な一切の費用を無償としなければならないことまでも定めたものと解することはできない。2 教科書は執筆者の学術研究の結果の発表を目的とするものではなく、また、教科書検定は検定基準に違反する場合に教科書の形態での研究結果の発表を制限するにすぎないので、教科書検定は学問の自由を保障した憲法の規定には違反しない。3 公教育に関する国民全体の教育意思は、法律を通じて具体化されるべきものであるから、公教育の内容・方法は専ら法律により定められ、教育行政機関も、法律の授權に基づき、広くこれらについて決定権限を有する。4 国民の教育を受ける権利を定める憲法規定の背後には、みずから学習することのできない子どもは、その学習要求を充足するための教育を自己に施すことを大人一般に対して要求する権利を有するとの観念が存在している。5 普通教育では、児童生徒に十分な批判能力がなく、また、全国的に一定の教育水準を確保すべき強い要請があること等からす

れば、教師に完全な教授の自由を認めることはとうてい許されない。

正答: 3

正しい解説（本書の旧解説は新問題文に整合しないため刷新）

学校教育（教育権）について、最高裁がどう判断しているかを問う問題です。「妥当でないもの」を選びます。全部の肢が**旭川学テ事件**（【判例】最大判昭 51.5.21）の判旨に関するものです。

肢 1 ○ 妥当

義務教育無償訴訟（【判例】最大判昭 39.2.26）の判旨そのままです。「義務教育は無償」というのは、授業料をタダにするという意味で、教科書や給食までタダにしろという意味ではないとしました。

肢 2 ○ 妥当

第一次家永訴訟（【判例】最判平 5.3.16）の判旨です。教科書検定は、学術研究の発表そのものを止めるものではなく、「教科書として」不適格なら使わせないだけなので、学問の自由（23条）には違反しません。

肢 5 ○ 妥当

旭川学テ事件の判旨です。普通教育（小・中・高）では、児童生徒にまだ十分な**批判能力**がないので、教師に大学教授のような完全な教授の自由は認められない、としました。

肢 4 ○ 妥当

旭川学テ事件の判旨です。子どもの学習権の背後には「大人が教育を施すべき義務を負う」という観念がある、と判示しています。

肢 3 × 妥当でない（これが正答）

旭川学テ事件は「**国家教育権説**」と「**国民教育権説**」の両方を**極端な立場として退け**、折衷的な見解をとりました。したがって、「公教育の内容・方法は**専ら法律により定められ**、教育行政機関も**広く決定権限を有する**」という国家教育権的な断定は、判例の立場と合致しません。

引っかけパターン

パターン：旭川学テ事件の折衷説の理解

旭川学テ事件は、国家教育権説（国が全部決める）も国民教育権説（親や教師が全部決める）も両方退けた「折衷説」です。「専ら法律で」「広く決定権限」という極端な表現は引っかけです。

ルール

- ✓ ルール：普通教育では児童生徒の「批判能力」不足ゆえ教師の完全な教授の自由は否定。
- ✓ ルール：義務教育の無償＝授業料不徴収のみ（教科書・学用品は含まない）。
- ✓ ルール：旭川学テ事件は国家教育権説・国民教育権説を両方退けた折衷説。

訂正内容: 「各議院を組織する一定数以上の議員に対して [イ] 会召集要求をする権限を付与するとともに、この [イ] 会召集要求がされた場合には、内閣が [イ] 会召集決定をする義務を負うこととしたものと解されるのであって、」の一節を復元

【誤】書籍の現状

これは、国会と内閣との間における権限の分配という観点から、内閣が [イ] 会召集決定をすることとしつつ、これがされない場合においても、「国会の [ア] を開始して国会による国政の根幹に関わる広範な権能の行使を可能とする」ため、各議院を組織する一定数以上の議員に対して [イ] 会召集要求をする権限を付与するとともに、個々の国会議員の [イ] 会召集要求に係る [エ] を保障したものと解されない。

【正】公式原文による正しい問題文

問題 5 国会の召集に関する次の文章の空欄ア～エに当てはまる語句の組合せとして、妥当なものはどれか。憲法は、国会についてア制を採用し、内閣がその召集を実質的に決定する権限を有するものとした上で、52条、53条及び54条1項において、常会、イ会及びウ会の召集時期等について規定している。そのうち憲法53条は、前段において、内閣は、イ会召集決定をすることができる規定し、後段において、いずれかの議院の総議員の4分の1以上によるイ会召集要求があれば、内閣は、イ会召集決定をしなければならない旨を規定している。これは、国会と内閣との間における権限の分配という観点から、内閣がイ会召集決定をすることとしつつ、これがされない場合においても、国会のアを開始して国会による国政の根幹に関わる広範な権能の行使を可能とするため、各議院を組織する一定数以上の議員に対してイ会召集要求をする権限を付与するとともに、このイ会召集要求がされた場合には、内閣がイ会召集決定をする義務を負うこととしたものと解されるのであって、個々の国会議員のイ会召集要求に係るエを保障したものと解されない。(最三小判令和5年9月12日民集77巻6号1515頁)

1 ア:会期 イ:特別 ウ:臨時 エ:権限又は権能 2 ア:立法期 イ:臨時 ウ:特別 エ:権限又は権能 3 ア:会期 イ:特別 ウ:臨時 エ:権利又は利益 4 ア:立法期 イ:特別 ウ:臨時 エ:権限又は権能 5 ア:会期 イ:臨時 ウ:特別 エ:権利又は利益

正答: 5

訂正内容: 正答を「2 (ア・ウ)」から「4 (イ・ウ)」に修正。選択肢組合せを公式通り「1 ア・イ / 2 ア・ウ / 3 ア・エ / 4 イ・ウ / 5 イ・エ」に修正。各肢ア～エを原文通りに復元

【正】公式原文による正しい問題文

問題3 基本的人権の間接的、付随的な制約についての最高裁判所の判決に関する次のア～エの記述のうち、妥当なものの組合せはどれか。

ア 選挙における戸別訪問の禁止が、意見表明そのものの制約ではなく、意見表明の手段方法のもたらす弊害の防止をねらいとして行われる場合、それは戸別訪問以外の手段方法による意見表明の自由を制約するものではなく、単に手段方法の禁止に伴う限度での間接的、付随的な制約にすぎない。

イ 芸術的価値のある文学作品について、そこに含まれる性描写が通常人の性的羞恥心を害し、善良な性的道義観念に反することを理由に、その頒布が処罰される場合、そこでの芸術的表現の自由への制約は、わいせつ物の規制に伴う間接的、付随的な制約にすぎない。

ウ 裁判官が「積極的に政治運動をすること」の禁止が、意見表明そのものの制約ではなく、その行動のもたらす弊害の防止をねらいとして行われる場合、そこでの意見表明の自由の制約は、単に行動の禁止に伴う限度での間接的、付随的な制約にすぎない。

エ 刑事施設の被収容者に対する新聞閲読の自由の制限が、被収容者の知ることのできる思想内容そのものの制約ではなく、施設内の規律・秩序の維持をねらいとして行われる場合、そこでの制約は、施設管理上必要な措置に伴う間接的、付随的な制約にすぎない。

1 ア・イ 2 ア・ウ 3 ア・エ 4 イ・ウ 5 イ・エ

正答: 2

正しい解説（本書の旧解説は新問題文に整合しないため刷新）

人権を「直接」制限するのと、別の目的で規制した結果「間接的に」制限してしまうのは違います。最高裁が「**間接的・付随的な制約にすぎない**」という判断枠組みを**実際に使っている判例**はどれか、一方でこの定型句を使っていないのはどれかを見分ける問題。**妥当なものの組合せ**を選ぶので、**判例の文言に合致する肢を2つ**特定します。

ア ○ 妥当

戸別訪問禁止事件（【判例】最判昭 56.6.15、【判例】最判昭 56.7.21）。選挙で家を一軒一軒回る「戸別訪問」を禁止しても、演説・ビラ配り・街頭宣伝など他の手段で意見は表明できる。判例は「**意見表明そのものの制約ではなく、意見表明の手段方法のもたらす弊害の防止をねらいとして行われる**」ものであり、戸別訪問以外の手段による意見表明の自由を制約するものではないから「**単に手段方法の禁止に伴う限度での間接的、付随的な制約にすぎない**」と判示した。本肢の記述は判例の定型句そのもの。

イ × 妥当でない

チャタレー事件（【判例】最大判昭 32.3.13）などわいせつ文書規制の判例は、芸術的価値のある作品でも性描写が社会通念上のわいせつ性基準を満たせば規制対象となり得るとするが、判例は「**間接的・付随的な制約にすぎない**」という定型句をこの文脈では用いていない。わいせつ表現規制の合憲性は「性秩序・性道徳の維持という公共の福祉」との比較衡量で正当化されており、本肢のような「**間接的・付随的制約**」という枠組みへの置き換えは判例に存在しない。よって妥当でない。

ウ ○ 妥当

寺西裁判官事件（【判例】最大決平 10.12.1）。裁判官の「積極的に政治運動をすること」の禁止について、判例は「**意見表明そのものの制約ではなく、その行動のもたらす弊害の防止をねらいとする**」ものであ

り、意見表明の自由の制約は「単に行動の禁止に伴う限度での間接的、付随的な制約にすぎない」と判示した。本肢は判例の定型句を正確に再現している。

エ × 妥当でない

よど号ハイジャック新聞記事抹消事件（【判例】最大判昭 58.6.22）。刑事施設被収容者の新聞閲読制限について判例が採用したのは「必要かつ合理的な制限」という枠組みであって、「間接的・付随的な制約にすぎない」という定型句は用いていない。本肢の「施設管理上必要な措置に伴う間接的、付随的な制約にすぎない」という表現は判例にはない創作。したがって妥当でない。

以上より、妥当なのはア・ウの2つで、正解は肢2（ア・ウ）。

引っかけパターン

パターン1：判例の定型句のすり替え

イとエは「間接的・付随的な制約にすぎない」という別事件の定型句を、わいせつ規制や刑事施設内規律の文脈に無理やり当てはめた捏造肢。判例がどの事件でどの定型句を使っているかを正確に区別することが重要。戸別訪問・裁判官政治運動＝「間接的・付随的」／よど号＝「必要かつ合理的」／わいせつ＝「公共の福祉との衡量」と整理する。

パターン2：組合せ問題の消去法

5つの選択肢（1ア・イ／2ア・ウ／3ア・エ／4イ・ウ／5イ・エ）のうち、確実に誤りのエを含む肢3・肢5を先に外し、誤りのイを含む肢1・肢4・肢5も外せば、残るのは肢2（ア・ウ）のみに絞り込める。

パターン3：「一見判例っぽい文言」への警戒

イ・エは「間接的・付随的」という聞き慣れた用語が入っているため正しく見えやすいが、使われる事件が違ふと誤肢になる。定型句は事件名とセットで覚えること。

ルール

- ✓ ルール：「間接的・付随的な制約にすぎない」という判断枠組みは、戸別訪問禁止事件と寺西裁判官事件で採用された定型句である。
- ✓ ルール：よど号事件（新聞閲読制限）は「必要かつ合理的な制限」という別枠組み。「間接的・付随的」の定型句は使わない。
- ✓ ルール：わいせつ表現規制（チャタレー事件等）は「公共の福祉との比較衡量」で判断され、「間接的・付随的制約」の枠組みは用いられない。
- ✓ ルール：間接的・付随的制約と言えるのは、規制の直接目的が当該人権の制限ではなく、行為の弊害防止である場合に限られる。
- ✓ ルール：組合せ問題では、確実に誤り（または正しい）と分かる肢を先に特定し、それを含む／含まない選択肢を消去して絞り込む。

訂正内容: 公式原文末尾の「5」はページ番号。公式正答は肢3(裁判を受ける権利の刑事事件における自由権的側面)。LaTeX 正答「3」は正しい。問題本文は一致しており、形式整備(番号付与や改行整理)を行う

【正】公式原文による正しい問題文

問題4 国務請求権に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 憲法は何人に対しても平穩に請願する権利を保障しているので、請願を受けた機関はそれを誠実に処理せねばならず、請願の内容を審理および判定する法的義務が課される。
- 2 立法行為は、法律の適用段階でその違憲性を争い得る以上、国家賠償の対象とならないが、そのような訴訟上の手段がない立法不作為についてのみ、例外的に国家賠償が認められるとするのが判例である。
- 3 憲法が保障する裁判を受ける権利は、刑事事件においては裁判所の裁判によらなければ刑罰を科せられないことを意味しており、この点では自由権的な側面を有している。
- 4 憲法は、抑留または拘禁された後に「無罪の裁判」を受けたときは法律の定めるところにより国にその補償を求めることができると規定するが、少年事件における不処分決定もまた、「無罪の裁判」に当たるとするものが判例である。
- 5 憲法は、裁判は公開の法廷における対審および判決によってなされると定めているが、訴訟の非訟化の趨勢をふまえれば、純然たる訴訟事件であっても公開の法廷における対審および判決によらない柔軟な処理が許されるとするものが判例である。

正答: 3

正しい解説(本書の旧解説は新問題文に整合しないため刷新)

国民が国に対して「こうしてほしい」と求める権利(国務請求権)に関する問題。請願権、国家賠償請求権、裁判を受ける権利、刑事補償請求権などが含まれ、それぞれの要件や判例の立場を問います。

肢1 × 誤り

請願権(【条文】憲法16条、【条文】請願法)に基づき請願を受けた機関は「誠実に処理する」義務(請願法5条)はありますが、**請願の内容を審理・判定する法的義務まではありません**。請願は「お願い」であり、裁判のように白黒の判定を下してもらえるものではなく、回答義務すら課されていません。

肢2 × 誤り

在外邦人選挙権訴訟(【判例】最大判平17.9.14)は、立法行為(立法不作為を含む)について、「立法の内容または立法不作為が国民に憲法上保障されている権利行使の機会を違法に奪うものであるなど例外的場合」には国家賠償が認められると判示しました。**「立法不作為についてのみ」ではなく、立法行為そのものも対象になり得ます**。

肢3 ○ 正しい(正答)

裁判を受ける権利(【条文】憲法32条)は、民事・行政事件では「裁判所に訴えて救済を求めることができる」という**請求権的側面**を持つ一方、刑事事件では**「裁判所の裁判によらなければ刑罰を科せられない」という自由権的側面**を持ちます(【条文】憲法31条・37条とあまって国民の刑事裁判を受ける

権利を保障)。二つの側面を正しく書いた本肢が正答。

肢 4 × 誤り

少年事件不処分決定の刑事補償（【判例】最決平 3.3.29）。判例は、【条文】憲法 40 条の「無罪の裁判」とは刑事訴訟法上の無罪判決を指し、少年審判における不処分決定はこれに該当しないと判示しました。少年審判は刑罰を科す手続ではなく、教育・保護のための手続だからです。

肢 5 × 誤り

家事審判法事件（【判例】最大決昭 35.7.6）。判例は、「純然たる訴訟事件」については必ず公開の法廷における対審・判決によらなければならないと判示しました。非訟事件なら非公開・書面審理でもよいですが、訴訟事件は例外なく公開が必要で、「訴訟の非訟化の趨勢」を理由に公開原則を緩めることは許されません。

引っかけパターン

パターン：例外と原則の反転

肢 2 は「立法行為は対象とならない、立法不作為のみ例外」と原則・例外を逆転させる典型トラップ。判例は立法行為も立法不作為も同じ枠組みで例外的に国賠対象となると判示している。

パターン：類似概念のすり替え

肢 4 は「無罪の裁判」（刑事裁判の無罪判決）と「不処分決定」（少年審判の結論）をすり替え。手続の性質が根本的に違うので該当しないと覚える。

パターン：多数論的理由による原則の緩和

肢 5 の「訴訟の非訟化の趨勢をふまえれば……柔軟な処理が許される」は、もっともらしい実務的理由で憲法原則を緩めるパターン。純然たる訴訟事件は例外を認めない。

ルール

- ✓ ルール：請願は「誠実処理義務」のみ。審理・判定義務はない。回答義務もない。
- ✓ ルール：立法行為・立法不作為は、国民の権利行使機会を違法に奪う等の例外的場合に国賠の対象（在外邦人選挙権訴訟）。
- ✓ ルール：裁判を受ける権利には「請求権的側面」と、刑事事件における「自由権的側面」がある。
- ✓ ルール：憲法 40 条「無罪の裁判」＝刑事訴訟法上の無罪判決。少年審判の不処分決定は含まれない。
- ✓ ルール：純然たる訴訟事件は公開の法廷での対審・判決が必須（家事審判法事件）。

【誤】書籍の現状

〔文章は司法権の独立について述べ、「事実上重大な影響をおよぼす可能性ある行動」を排斥すべきことを強調するもの〕

【正】公式原文による正しい問題文

ところで司法権の独立とは、改めていうまでもなく、裁判官が何らの「指揮命令」に服さないこと、裁判活動について何ら職務上の監督を受けないことを意味するが、単に「指揮命令」を禁止するにとどまらず、その実質的な意義は、身分保障その他、裁判官の内心における法的確信の自由な形成をつねに担保することにある。司法権の独立が、・・・(中略)・・・、「あらゆる現実の諸条件を考えた上で、社会通念上、裁判官が独立に裁判を行うことに対して、事実上重大な影響をおよぼす可能性ある行動」を排斥するのは、かような趣旨にもとづくものといえよう。その結果、第一に、立法権・行政権による現に裁判所に係属中の訴訟手続への干渉は一切禁止されるのみならず、第二に、他の国家機関による判決の内容の批判はいかに適切であろうとも許容されないという原則が要請される。

(出典 芦部信喜「憲法と議会政」から)

正答: 2

9

p.85

R4 問 3

B: 要約化

【正】公式原文による正しい問題文

問題3 表現の自由に関する次の判断基準が想定している事例として、妥当なものはどれか。公共の利害に関する事項について自由に批判、論評を行うことは、もとより表現の自由の行使として尊重されるべきものであり、その対象が公務員の地位における行動である場合には、右批判等により当該公務員の社会的評価が低下することがあっても、その目的が専ら公益を図るものであり、かつ、その前提としている事実が主要な点において真実であることの証明があったときは、人身攻撃に及ぶなど論評としての域を逸脱したものでない限り、名誉侵害の不法行為の違法性を欠くものというべきである。(最一小判平成元年12月21日民集43巻12号2252頁) 1 XはA駅の構内で、駅員の許諾を受けず、また退去要求を無視して、乗降客や通行人に対してB市の施策を批判する演説を行ったところ、不退去などを理由に起訴された。2 Yは雑誌上で、宗教法人X1の会長X2に関する事実を批判的に報道したところ、X1・X2の名誉を毀損したとして訴訟になった。3 作家Yは自らが執筆した小説にXをモデルとした人物を登場させ、この際にXが不特定多数への公開を望まない私生活上の事実を描いたため、Xが出版差止めを求めて出訴した。4 新聞記者Xは取材の過程で公務員Aに接近して親密になり、外交交渉に関する国の機密情報を聞き出したところ、機密漏洩をそそのかしたとして起訴された。5 A市の公立小学校で成績の評価方法をめぐるとの対立が生じ、市民Yが教員Xを厳しく批判するビラを配布したところ、XがYに対して損害賠償と謝罪広告を求めて出訴した。

正答: 4

正答: 5

10 p.96 | R3 問7 | A: 問題文欠落

訂正内容: 本文全体(レファレンダム～国民投票制の一種として取り扱われている)および出典(河村又介「新憲法と民主主義」1948年)を復元

【誤】書籍の現状

本文の大部分(レファレンダム・イニシアティブ・ウの各用語の説明部分全て)がLaTeXでは欠落し、「…という文章の空欄5つを埋める問題」という説明文に置換されている。選択肢表は存在

【正】公式原文による正しい問題文

【問題本文(全文差替え)】正: 次の文章の空欄[ア]～[オ]に当てはまる語句の組合せとして、妥当なものはどれか。

国民投票制には種々の方法があるが、普通にこれを[ア]、[イ]及び[ウ]の三種に大別する。[ア]という言葉は、通俗には広く国民投票一般を意味するもののようにも用いられているが、その語の本来の意義は、代表者たる議会が一度議決した事柄を、主権者たる国民が確認又は否認して終局的に決定するということであって、国民表決という訳語も必ずしも正確ではない。・・・(中略)・・・[ア]が議会の為したことの過誤を是正する手段であるのに対して、[イ]は議会が為さないことの怠慢を補完する方法である。即ち議会が国民の要望を採り上げないで、必要な立法を怠っている場合に、国民自ら法律案を提出し国民の投票によってその可否を決する制度である。・・・(中略)・・・[ウ]即ち公務員を国民の投票によって罷免する制度は、元来選挙と表裏を成して人の問題を決定するもので、[エ]を前提とするものであるから、厳密な意味における[オ]ではないけれども、その思想及び制度の歴史に於いて他の国民投票制と形影相伴って発達して来たのみならず、その実行の方法に於いても、概ね共通しているから、通常やはり国民投票制の一種として取り扱われている。

(出典 河村又介「新憲法と民主主義」1948年から<原文の表記の一部を改めた。>)

正答: 5

11 p.97 | R2 問3 | A: 問題文欠落

訂正内容: 判決文本文がほぼ全て省略され冒頭の1文のみ表示されていた。全文を復元。

【誤】書籍の現状

次の文章の空欄 [ア] ～ [オ] に当てはまる語句の組合せとして、妥当なものはどれか。「未決勾留は、刑事訴訟法の規定に基づき、逃亡又は罪証隠滅の防止を目的として、被疑者又は被告人の [ア] を監獄内に限定するもの…」

【正】公式原文による正しい問題文

問題3 次の文章の空欄ア～オに当てはまる語句の組合せとして、妥当なものはどれか。
未決勾留は、刑事訴訟法の規定に基づき、逃亡又は罪証隠滅の防止を目的として、被疑者又は被告人のアを監獄内に限定するものであつて、右の勾留により拘禁された者は、その限度でイ的行動の自由を制限されるのみならず、前記逃亡又は罪証隠滅の防止の目的のために必要かつうな範囲において、それ以外の行為の自由をも制限されることを免れない……。また、監獄は、多数の被拘禁者を外部からエして収容する施設であり、右施設内でこれらの者を集団として管理するにあつては、内部における規律及び秩序を維持し、その正常な状態を保持する必要があるから、……。この面からその者のイ的自由及びその他の行為の自由の一定の制限が加えられることは、やむをえないところというべきである……。被拘禁者の新聞紙、図書等の閲読の自由を制限する場合……。具体的事情のもとにおいて、その閲読を許すことにより監獄内の規律及び秩序の維持上放置することのできない程度の障害が生ずる相当のオ性があると認められることが必要であり、かつ、……。制限の程度は、右の障害発生防止のために必要かつうな範囲にとどまるべきものと解するのが相当である。(最大判昭和58年6月22日民集第37巻5号793頁)
ア イ ウ エ オ 1 居住 身体 合理 隔離 蓋然 2 活動 身体 蓋然 遮断 合理 3 居住 日常 合理 遮断 蓋然 4 活動 日常 蓋然 隔離 合理 5 居住 身体 合理 遮断 蓋然

正答: 1

12

p.99

R2 問5

B: 要約化

訂正内容: 小嶋和司『憲法学講話』からの引用本文が要約され、下線部の趣旨のみを短く引用する形に省略されていた。原文を復元。

【誤】書籍の現状

「議院が独立的機関であるなら、みずからの権能について、行使・不行使をみずから決定しえなければならない」という趣旨に、最も適合しないものはどれか。

【正】公式原文による正しい問題文

問題5 次の文章の下線部の趣旨に、最も適合しないものはどれか。
議院が独立的機関であるなら、みずからの権能について、行使・不行使をみずから決定しえなければならない。議院の権能行使は、議院の自律にまかせられるを要する。けれども、憲法典は、通常、議院が、

このような自律権を有することを明文で規定しない。独立の地位をもつことの、当然の帰結だからである。これに比べれば制度上の意味の限定的な議員の不逮捕特権や免責特権がかえって憲法典に規定されるのは、それが、独立的機関の構成員とされることからする当然の帰結とは考ええないことによる。憲法典に規定されなくても、議院の自律権は、議院の存在理由を確保するために不可欠で、議員特権などより重い意味をもっている。

しかし、日本国憲法典をじっくり味読するなら、議院に自律権あることを前提とし、これあることを指示する規定がある。

(出典 小嶋和司「憲法学講話」1982年から)

1 両議院は、各々その会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定めることができる。2 両議院は、各々国政に関する調査を行い、これに関して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができる。3 両議院は、各々その議長その他の役員を選任する。4 両議院は、各々その議員の資格に関する争訟を裁判する。5 両議院は、各々院内の秩序をみだした議員を懲罰することができる。

正答: 2

13

p.100

R2 問 6

B: 要約化

訂正内容: 全5選択肢が要約されており、正確な文言に復元。特に選択肢1「衆議院議員の任期が満了した場合と衆議院が解散された場合」、選択肢4「内閣不信任案を可決し、または信任案を否決したとき」などの重要な条件・主語が省かれていた。

【誤】書籍の現状

・衆議院議員総選挙は任期満了時と解散時に行われるが、実運用では任期満了による総選挙が過半数を占め、解散による総選挙は例外である。・内閣による解散は高度の政治性を有する国家行為であり...

【正】公式原文による正しい問題文

問題6 衆議院の解散に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

1 衆議院議員総選挙は、衆議院議員の任期が満了した場合と衆議院が解散された場合に行われるが、実際の運用では、任期満了による総選挙が過半数を占め、解散による総選挙は例外となっている。

2 内閣による衆議院の解散は、高度の政治性を有する国家行為であるから、解散が憲法の明文規定に反して行われるなど、一見極めて明白に違憲無効と認められる場合を除き、司法審査は及ばないとするのが判例である。

3 最高裁判所が衆議院議員選挙における投票価値の不均衡について憲法違反の状態にあると判断した場合にも、内閣の解散権は制約されないとするのが政府見解であるが、実際には、不均衡を是正しないまま衆議院が解散された例はない。

4 衆議院が内閣不信任案を可決し、または信任案を否決したとき、内閣は衆議院を解散できるが、この場合には、内閣によりすでに解散が決定されているので、天皇は、内閣の助言と承認を経ず、国事行為

として衆議院議員選挙の公示を行うことができると解される。

5 天皇の国事行為は本来、厳密に形式的儀礼的性格のものにすぎない、と考えるならば、国事行為としての衆議院の解散の宣言について内閣が助言と承認の権能を有しているからといって、内閣が憲法上当然に解散権を有していると決めつけることはできない、という結論が導かれる。

正答: 5

14

p.104

R1 問 5

B: 要約化

訂正内容: 肢 3～5 の要約を公式原文に復元

【誤】書籍の現状

一定要件を満たした政党に選挙運動を認める以上、候補者間に選挙運動上の差異が生じても、合理性を有するとは到底考えられない程度に達している場合に、はじめて国会の裁量の範囲を逸脱する。／小選挙区制は死票を多く生む可能性があるが、いかなる制度でも生ずるものであり、合理的方法といい得る。／比例代表選挙の名簿方式は投票の結果、すなわち選挙人の総意により当選人が決定される点で直接選挙といい得る。

【正】公式原文による正しい問題文

選挙権・選挙制度に関する次の記述のうち、最高裁判所の判例に照らし、妥当でないものはどれか。

1. 国民の選挙権それ自体を制限することは原則として許されず、制約が正当化されるためにはやむを得ない事由がなければならないが、選挙権を行使するための条件は立法府が選択する選挙制度によって具体化されるものであるから、選挙権行使の制約をめぐるは国会の広い裁量が認められる。
2. 立候補の自由は、選挙権の自由な行使と表裏の関係にあり、自由かつ公正な選挙を維持する上で、きわめて重要な基本的人権であることに鑑みれば、これに対する制約は特に慎重でなければならない。
3. 一定の要件を満たした政党にも選挙運動を認めることが是認される以上、そうした政党に所属する候補者とそれ以外の候補者との間に選挙運動上の差異が生じても、それが一般的に合理性を有するとは到底考えられない程度に達している場合に、はじめて国会の裁量の範囲を逸脱し、平等原則に違反することになる。
4. 小選挙区制は、死票を多く生む可能性のある制度であることは否定し難いが、死票はいかなる制度でも生ずるものであり、特定の政党のみを優遇する制度とはいえないのであって、選挙を通じて国民の総意を議席に反映させる一つの合理的方法といい得る。
5. 比例代表選挙において、選挙人が政党等を選択して投票し、各政党等の得票数の多寡に応じて、政党等があらかじめ定めた当該名簿の順位に従って当選人を決定する方式は、投票の結果、すなわち選挙人の総意により当選人が決定される点で選挙人が候補者個人を直接選択して投票する方式と異ならず、直接選挙といい得る。

正答: 1

訂正内容: 全 5 肢の要約を公式原文に復元

【誤】書籍の現状

国は教育政策を樹立・実施する者として、必要かつ相当な範囲で教育内容についてもこれを決定する権能を有する。／教科書検定は表現の自由の事前抑制に該当するが、思想内容の禁止が目的ではないから、検閲には当たらず、憲法 21 条 2 項前段に違反しない。／教育の中立性確保などの必要性から、表現の自由の制限は合理的で必要やむを得ない限度のものである。／教科書は学術研究発表を目的としないため、検定制度は憲法 23 条の規定に違反しない。／行政処分に法定手続が必ず必要でなく、教科書検定の手続は憲法 31 条に違反しない。

【正】公式原文による正しい問題文

教科書検定制度の合憲性に関する次の記述のうち、最高裁判所の判例に照らし、妥当でないものはどれか。

1. 国は、広く適切な教育政策を樹立、実施すべき者として、また、子供自身の利益を擁護し、子供の成長に対する社会公共の利益と関心にこたえるため、必要かつ相当な範囲で教育内容についてもこれを決定する権能を有する。
2. 教科書検定による不合格処分は、発表前の審査によって一般図書としての発行を制限するため、表現の自由の事前抑制に該当するが、思想内容の禁止が目的ではないから、検閲には当たらず、憲法 21 条 2 項前段の規定に違反するものではない。
3. 教育の中立・公正、教育水準の確保などを実現するための必要性、教科書という特殊な形態での発行を禁ずるにすぎないという制限の程度などを考慮すると、ここでの表現の自由の制限は合理的で必要やむを得ない限度のものというべきである。
4. 教科書は学術研究の結果の発表を目的とするものではなく、検定制度は一定の場合に教科書の形態における研究結果の発表を制限するにすぎないから、学問の自由を保障した憲法 23 条の規定に違反しない。
5. 行政処分には、憲法 31 条による法定手続の保障が及ぶと解すべき場合があるにしても、行政手続は行政目的に応じて多種多様であるから、常に必ず行政処分の相手方に告知、弁解、防御の機会を与える必要はなく、教科書検定の手続は憲法 31 条に違反しない。

正答: 2

訂正内容: 判決文中略「・・・」を省略せず、選択肢 5 つの文末表現も原文通り「～というべきである」を復元

【誤】書籍の現状

「憲法 98 条 1 項は…同条項にいう『国務に関するその他の行為』とは…公権力を行使して法規範を定立する国の行為を意味し…国の行為であっても、私人と対等の立場で行う国の行為は、右のような法規範の定立を伴わないから憲法 98 条 1 項にいう『国務に関するその他の行為』に該当しないものと解すべきである。…原審の適法に確定した事実関係のもとでは、本件売買契約は、[]」（選択肢は「法規範の定立を伴うことが明らかであるから」等と簡略化）

【正】公式原文による正しい問題文

次の文章は、最高裁判所の判例（百里基地訴訟）の一説である。空欄 [] に当てはまる文章として、妥当なものはどれか。

憲法 98 条 1 項は、憲法が国の最高法規であること、すなわち、憲法が成文法の国法形式として最も強い形式的効力を有し、憲法に違反するその余の法形式の全部又は一部はその違反する限度において法規範としての本来の効力を有しないことを定めた規定であるから、同条項にいう「国務に関するその他の行為」とは、同条項に列挙された法律、命令、詔勅と同一の性質を有する国の行為、言い換えれば、公権力を行使して法規範を定立する国の行為を意味し、したがって、行政処分、裁判などの国の行為は、個別的・具体的ながらも公権力を行使して法規範を定立する国の行為であるから、かかる法規範を定立する限りにおいて国務に関する行為に該当するものというべきであるが、国の行為であっても、私人と対等の立場で行う国の行為は、右のような法規範の定立を伴わないから憲法 98 条 1 項にいう「国務に関するその他の行為」に該当しないものと解すべきである。・・・原審の適法に確定した事実関係のもとでは、本件売買契約は、[]

（最三小判平成元年 6 月 20 日民集 43 卷 6 号 385 頁）

1. 国が行った行為であって、私人と対等の立場で行った単なる私法上の行為とはいえ、右のような法規範の定立を伴うことが明らかであるから、憲法 98 条 1 項にいう「国務に関するその他の行為」には該当するというべきである。
2. 私人と対等の立場で行った私法上の行為とはいえ、行政目的のために選択された行政手段の一つであり、国の行為と同視すべき行為であるから、憲法 98 条 1 項にいう「国務に関するその他の行為」には該当するというべきである。
3. 私人と対等の立場で行った私法上の行為とはいえ、そこにおける法規範の定立が社会法的修正を受けていることを考慮すると、憲法 98 条 1 項にいう「国務に関するその他の行為」には該当するというべきである。
4. 国が行った法規範の定立ではあるが、一見極めて明白に違憲とは到底いえないため、憲法 98 条 1 項にいう「国務に関するその他の行為」には該当しないものというべきである。
5. 国が行った行為ではあるが、私人と対等の立場で行った私法上の行為であり、右のような法規範の定立を伴わないことが明らかであるから、憲法 98 条 1 項にいう「国務に関するその他の行為」には該当しないものというべきである。

正答: 5

訂正内容: ア～エの趣旨説明を原文の長文で復元。問題文の導入部「民主ラシーの刷新を綱領に掲げる政党 X」も復元

【誤】書籍の現状

ア. 自宅からネットで投票、家族と一緒に同じ端末から投票可能に。／イ. 選挙期間中いつでも投票でき、3回続けて棄権した人には罰則。／ウ. 参議院が都道府県代表であることを明文化。／エ. 知事や議会議長が自動的に参議院議員になる。

【正】公式原文による正しい問題文

民主ラシーの刷新を綱領に掲げる政党 X は、衆議院議員選挙の際の選挙公約として、次のア～エのような内容を含む公職選挙法改正を提案した。

ア. 有権者の投票を容易にするために、自宅からインターネットで投票できる仕組みを導入する。家族や友人とお茶の間に話し合いながら同じ端末から投票することもでき、身近な人々の間での政治的な議論が活性化することが期待される。

イ. 有権者の投票率を高めるため、選挙期間中はいつでも投票できるようにするとともに、それでも3回続けて棄権した有権者には罰則を科するようにする。

ウ. 過疎に苦しむ地方の利害をより強く国政に代表させるため、参議院が都道府県代表としての性格をもつことを明文で定める。

エ. 地方自治と国民主権を有機的に連動させるため、都道府県の知事や議会議長が自動的に参議院議員となり、国会で地方の立場を主張できるようにする。

この提案はいくつか憲法上論議となり得る点を含んでいる。以下の諸原則のうち、この提案による抵触が問題となり得ないものはどれか。

1. 普通選挙
2. 直接選挙
3. 自由選挙
4. 平等選挙
5. 秘密選挙

正答: 1

訂正内容: 本文の引用文を完全復元、5つの組合せ選択肢も全要素を復元

【誤】書籍の現状

恩赦権の決定と認証に関する空欄補充問題。旧憲法と新憲法の変化を説明する文章。

【正】公式原文による正しい問題文

次の文章の空欄 [ア] ～ [オ] に当てはまる語句の組合せとして、妥当なものはどれか。

大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権は、[ア]においてこれを決定し・・・(中略)・・・、[イ]はこれを [ウ] することにした。ここにあげた [エ] 権は、旧憲法では [イ] の [オ] に属していたが、新憲法において、その決定はこれを [ア] の権能とし、[イ] はただこれを [ウ] するに止まることになったのであるが、議会における審議に当って、[エ] は、栄典とともに [イ] の権能として留保すべきであるという主張があった。これに対して、政府は、[エ] は法の一般性又は裁判の法律に対する忠実性から生ずる不当な結果を調節する作用であり、立法権、司法権及び行政権の機械的分立から生ずる不合理を是正するための制度であって、その運用には、政治的批判を伴うものであることを理由として、その実質的責任はすべてこれを [ア] に集中するとともに、「それが国民にもたらす有難さを [ウ] の形式を以て表明する」こととしたと説明している。

(出典 法学協会編「註解日本国憲法上巻」1948年から)

1. ア：最高裁判所 イ：国会 ウ：議決 エ：免訴 オ：自律権
2. ア：内閣 イ：天皇 ウ：認証 エ：恩赦 オ：大権
3. ア：内閣 イ：天皇 ウ：裁可 エ：免訴 オ：専権
4. ア：内閣総理大臣 イ：内閣 ウ：閣議決定 エ：恩赦 オ：専権
5. ア：国会 イ：天皇 ウ：認証 エ：恩赦 オ：大権

正答：2

19

p.116

H29 問 6

B: 要約化

訂正内容: LaTeX 側で「予算の法的性格に関する空欄補充問題。予算は法律とは異なる形式のものか、法律そのものかという論点。」と大幅要約された本文を、公式原文の長文引用(宮澤俊義「憲法講義案」1936年から)に復元する。選択肢アイの組合せは内容一致のため保持可。

【誤】書籍の現状

予算の法的性格に関する空欄補充問題。予算は法律とは異なる形式のものか、法律そのものかという論点。

【正】公式原文による正しい問題文

問題6 次の文章の空欄 [] に当てはまる語句(ア)と、本文末尾で述べられた考え方(イ)(現在でも通説とされる。)との組合せとして、妥当なものはどれか(旧漢字・旧仮名遣い等は適宜修正した。)

すべきか否かを決定する趣旨であって、所論の様に [ウ] そのものを完成させるか否かを審査するものでないこと明瞭である。

(最大判昭和 27 年 2 月 20 日民集 6 卷 2 号 122 頁)

1. [ア] は、レファレンダムと呼ばれ、地方公共団体の首長などに対しても認められる。2. [ア] に入る語は罷免、[ウ] に入る語は任命である。3. 憲法によれば、公務員を [ア] し、およびこれを [イ] することは、国民固有の権利である。4. 憲法によれば、内閣総理大臣は、任意に国務大臣を [ア] することができる。5. 憲法によれば、国務大臣を [ウ] するのは、内閣総理大臣である。

正答: 5

お問い合わせ

本正誤表に関するお問い合わせ、修正版書籍のご案内をご希望の方は著者までご連絡ください。

公式過去問の確認先

行政書士試験研究センター: <https://gyosei-shiken.or.jp/doc/exam/>

以上